

## — 目次 —

- 平成 30 年 3 月の税務
- 個人情報の利用目的の変更

いつもお世話になっております。  
春の陽気が待ち遠しい今日この頃、いかがお過ごしですか。  
それでは、【Abeam 通信】vol.34 をお届けします。

## 平成 30 年 3 月の税務

3/12

- 2 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3/15

- 前年分所得税の確定申告
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出
- 個人の青色申告の承認申請
- 前年分贈与税の申告
- 国外財産調書の提出
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告

4/2

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
- 1 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 1 月、4 月、7 月、10 月決算法人及び個人事業者(前年 12 月分)の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者(前年 12 月分及び当年 1 月分)の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が 400 万円超の 4 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 12 月、1 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(11 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

株式会社 アビームマネジメント  
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014  
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090  
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :  
info@abeam-m.co.jp

## &lt;税務/会計トピックス&gt;

## 個人情報利用目的の変更

## ◆すべての事業者が個人情報保護法の対象に

平成 27 年 9 月 3 日に成立した改正個人情報保護法が、平成 29 年 5 月 30 日から全面的に施行され、すべての事業者が個人情報取扱事業者として同法の適用を受けることになりました。

個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を特定したうえで、個人情報を取得した際に、これを公表または本人に通知しなければならないとされています。

しかし、本人に通知していた利用目的に漏れがあったり、事業の拡大により利用目的の追加が生じることも考えられます。その場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

## ◆利用目的の変更が認められる範囲

まず、一旦通知した個人情報の利用目的を一方的に事業者が変更できるとすれば、事前に利用目的を通知しなければならないとした趣旨を没却することになります。そこで、原則として、本人の同意がなければ利用目的を変更することはできません。本人の同意を得る手続は、事業者にとって非常に負担の大きいものとなります。

もっとも、例外的に、「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」については、変更後の利用目的を本人に対して通知するか、公表することにより、個人情報を利用することができるとされています。

例えば、フィットネス事業者における「顧客の食事メニューの指導」と「当該食事メニューに関する食品販売」という利用目的は、関連性を有するものとして認められると考えられています。

## ◆目的外利用に対する制裁とは

では、本人の同意を得ずに利用目的を変更した場合など、本人に通知していた目的の範囲外で個人情報を利用した場合はどうなるのでしょうか。

個人情報保護法では、法令に基づく場合（例：裁判官の令状による場合）など目的外利用が認められる例外事項が列挙されています。しかし、これらに該当しない場合には同法違反の行為となりますので、個人情報保護委員会という組織より、指導・助言、勧告・命令などを受ける可能性があります。また、これらの監督に従わなかった場合には、罰則が設けられています。

## ◆◆あしがき◆◆

様々な競技で熱戦が繰り広げられた平昌オリンピックは、たくさんの感動を残して閉幕しました。皆様の一番心に残った今回のオリンピック競技は何ですか？私は…フィギュアスケートの羽生選手と、スピードスケートの小平選手のシーンが一番心に残っています。選手の皆さん、関係者の皆様、本当にお疲れ様でした！！2020年の東京オリンピック開催の折には、是非日本選手の応援に駆け付けたいものです。世界中が注目するオリンピックですから、東京オリンピック開催の際には、様々な日本の良さが世界に伝わると良いですね。今から2020年が楽しみです。